

スマート農業チャレンジ支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、担い手の減少が進む本県農業において、ICT技術（情報通信技術）等の先端技術を活用したアグリテックによる省力・軽労化や生産性向上を図るため、経営規模や形態に応じた小型のスマート農業関連機器等を導入する経営体を支援する「スマート農業チャレンジ支援事業（以下「本事業」という。）」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2 本事業は、スマート農業技術を活用し、生産性の向上や作業の省力・効率化等を行う農業者等に対し、次の小型スマート農業関連機器等の導入を支援するものとする。

- (1) ほ場水管理システム
- (2) リモコン式自走草刈機及び無人草刈ロボット
- (3) 水田用除草・抑草ロボット
- (4) その他県が認めるスマート農業関連機器等

2 事業実施主体は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体等
- (2) 「みやぎスマート農業推進ネットワーク」（会費無料）の会員であること、または会員になること。

(事業計画)

第3 本事業を実施しようとするものは、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、知事に申請するものとし、その提出期限は別に定めるものとする。

- 2 知事は、提出のあった事業実施計画書を審査し、事業の遂行が確実であると見込まれる場合にはこれを承認し、事業実施主体へ通知するものとする。
- 3 事業実施計画の審査にあたっては、必要に応じてヒアリングや現地調査等を実施するものとする。
- 4 事業実施計画について、次に掲げる重要な変更が生じた場合は、前項1から3の規定に準じて手続きを行うものとする。

- (1) 導入する機器等の変更 (別紙様式第2号)
- (2) 事業費の30%を超える増減 (別紙様式第2号)
- (3) 事業の中止及び廃止 (別紙様式第3号)

(事業審査会の設置)

第4 知事は、第3に基づき提出された事業計画の審査に当たっては、関係課長等からな

るスマート農業チャレンジ支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置方法に関しては別に定める。

（事業の審査）

第5 知事は、第3に基づき提出された事業計画については、速やかに内容を調査し、審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については別に定める。

2 前項の規定による審査は、第2に掲げる内容について審査するものとする。

（事業の着手）

第6 事業の着手（機器等の発注を含む。）は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体はあらかじめ、県の適切な指示を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第4号により知事に提出するものとする。

2 前項のただし書きにより、補助金の交付決定前に当該補助金に係る事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（事業計画の変更、中止等）

第7 交付要綱第5の（1）の変更又は交付要綱第5の（2）の中止（廃止）をする事業実施主体は事業計画変更又は中止（廃止）承認申請書（別紙様式第2号又は別紙様式第3号）を策定し、知事に申請するものとする。知事は、申請された事業計画変更又は中止（廃止）承認申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、当該計画変更又は中止（廃止）を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8 第3の規定により認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）は、別に定めるところにより、本補助金を申請できるものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合は、本補助金の予算の範囲内において、知事が別に定めるところにより、認定事業実施主体に対し、第3で認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）に必要な経費の一部を交付するものとする。

3 知事は、認定事業計画に虚偽の記載があった場合又は認定事業計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（その他）

第9 この要領に定めるほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月10日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。